

# ★最低賃金が変わりました



最低賃金が変更されました。支払い給与・雇用契約書等の確認をお願いします

岐阜県 **706円**

平成22年10月17日より



愛知県 **745円**

平成22年10月24日より

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金に限られます。最低賃金を計算する場合には、実際に支払われている賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。

## 最低賃金の対象 とならない賃金

臨時に支払われる賃金  
(結婚手当など)

精皆勤手当  
通勤手当  
家族手当

1ヶ月を超える期間ごと  
に支払われる賃金  
(賞与など)

所定労働時間を超える  
時間の労働に対して  
支払われる賃金  
(時間外割増賃金  
休日割増賃金  
深夜割増賃金など)

使用者は、常時作業場の  
見やすい場所に掲示するな  
ど周知する必要があります。

- 適用を受ける労働者の範囲
- 労働者に係る最低賃金額
- 算入しない賃金
- 効力発生日



## 特例の対象者 (最低賃金を下回る給与が認められます)

- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- 試用期間中の方
- 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- 軽易な業務に従事する方
- 断続的労働に従事する方

最低賃金の減額の特例許可を受ける場合、使用者は最低賃金の減額の特例許可申請書を都道府県労働局長に提出する必要があります。

# ★雇用調整助成金の変更

雇用調整助成金の支給要件が変更されました。平成22年12月からの1年間に限り、以下のいずれにも該当する場合には、対象になります。

- ①円高の影響により生産量が減少
- ②直近3ヶ月の生産量が3年前の同時期に比べ15%減少
- ③直近の決算時の経常損益が赤字



厚生労働省は  
企業向けに支給

**TOPIX!**

する雇用調整助成金等のうち、教育訓練加算額を年内にも引き下げる方針を固めた。現在の支給額(教育訓練の対象者1人当たり)は大企業で1日4千円、中小企業で6千円だが、どちらも1,200円に減額する。

≪日本経済新聞平成22年7月20日朝刊≫